

平成27年上里町教育委員会第8回定例会会議録

上里町教育委員会

平成27年第8回上里町教育委員会定例会 議事日程

日 時 平成27年8月19日(水) 午後3時
場 所 上里町役場 2階 203会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議 事

- (1) 議案第35号 平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (2) 議案第36号 上里町いじめ防止基本方針について
- (3) 議案第37号 上里町いじめ問題対策連絡協議会等条例について
- (4) 議案第38号 上里町中央公民館使用条例の廃止について
- (5) その他

4 教育長報告

5 その他の事項

次回の教育委員会日程について

日 時 平成 年 月 日 () 時 分
場 所

6 閉 会

【 休 憩 】

○ 教育委員会報告・連絡会議

平成 27 年第 8 回上里町教育委員会会議録

招集月日	平成 27 年 8 月 19 日 (水)		招集場所	上里町役場 2 階 203 会議室	
会議日程	開 会	午後 3 時 0 分	閉 会	午後 5 時 3 2 分	
招集者及び宣告者	委員長 安藤寛和		議 長	委員長 安藤寛和	
委員出席状況	教 育 委 員		説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	学校教育課長	○ 谷木 章二
	委員長	○ 安藤寛和		学校教育指導室長	○ 福島 彰
	委員長職務代理者	○ 川浦計男		学校教育課長補佐	× 間々田由美
	委員	× 保坂真哉		学校教育指導主事	○ 赤石 貴志
	委員	○ 清 昌道		学校教育指導主事	○ 新津 善彦
	教育長	○ 下山 彰夫		生涯学習課長	○ 金井 孝
	※出席者○印・欠席者×印			中央公民館長	○ 木村 隆之
		郷土資料館参事	○ 丸山 修		
会 議 進 行 状 況	1. 開会	委員長	皆さんこんにちわ、酷暑が過ぎて、若干暑さも緩んできたかと思えますけれどもまだまだ暑さも続いておりますので健康等に留意していただきたいと思えます。本日は議題も多いので、早速始めさせていただきますと思えます。		
			ただ今の出席委員は4名であります。		
			地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する定数に達しております。		
			ただ今より、平成27年8月第8回上里町教育委員会定例会を開会いたします。どうぞよろしく願いいたします。		
	2. 前回会議録の承認				
		委員長	前回第7回の会議録の承認について、お諮りいたします。承認いただけますでしょうか。		
			＜異議なし＞		
		委員長	前回の会議録は承認されました。関係者は後程、署名をお願いします。		
			＜委員長・教育長・会議録調整者署名＞		
	3. 議事	委員長	議事に入ります。		
			議案第35号平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についての件を議題とします。		
			関係職員(学校教育課、指導室)以外の職員の退席をお願いいたします。		

会 議	学校教育課長	議案第35号平成27年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてをご説明申し上げます。上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱第5条に第1項に基づき、別紙のとおり認定するので議決を求めるものでございます。
		提案理由でございますが、要保護及び準要保護児童生徒を認定し、学校運営の円滑化を図るため本案を提出するものでございます。
		内容について説明申し上げます。
		<資料に基づき詳細を説明>
	委員長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明を受けました新規申請2件4名の準要保護児童の認定につきましてよろしくご審議のほどお願いいたします。
		<質疑応答>
	委員長	他に質問等ありませんか。
		<質疑終了>
進 行 状 況	委員長	それでは、議案第35号平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定についてでございますが、新規申請のあった準要保護児童について認定することで決定してよろしいでしょうか。
	教育委員	<異議なし>
	委員長	本案は議決いたします。今後の手続きについては、よろしく願いいたします。
		<関係職員以外の職員 入席>
	委員長	続きまして、議案第36号上里町いじめ防止基本方針についての件を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

会 議 進 行 状 況	学校教育指導室長	議案第36号上里町いじめ防止基本方針について、上里町いじめ防止基本方針を別紙のとおり制定することについて意見を求めるものでございます。
		提案理由といたしまして、いじめ防止対策推進法第12条の規定により、上里町におけるいじめ防止等のための対策を総合的に推進するための基本方針を定めるため、本案を提案するものでございます。
		前回7月の教育委員会に上里町いじめ防止基本方針（案）を配布させていただきました。
		内容については前回説明させていただきました。見ていただいたと思いますが、何かお気づきの点がありましたら検討させていただきたいと思っております。よろしくご教示いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。
	委員長	前回の教育委員会議の時いじめ防止基本方針案を、既に各委員に配布されております。ご覧いただいたと思っております。何か質問等あればよろしくお願いいたします。
	川浦委員	一点気づいたので教えて欲しいのですが、第2のいじめの防止等のための対策の内容に関する事項の中で1の（1）のところですが、4ページです。3つ目の・教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、法第28条1項に規定する調査等を実施する附属機関を設置するとありますが、この項目は、カットしていいのではないかと思います。私の意見ですが、なぜかという、6ページに3重大事態への対処の表の中の図の中に調査組織がありますよね、重大事態が起きる前のことを4ページの（1）の組織では書かれていると思うので、重大事態の対処については、重大事態が起きた。3の重大事態の対処の項目でよろしいのではないと思う。起きた後に組織として作る訳ですよ、と私には読めます。
		起きる前に事前に作っておきましょうというのがこの組織等の設置ですよ。ここで書かれているのは。
	学校教育課長	はい。
	川浦委員	それで、この附属機関等の設置を町は協議会等の整備をした

会		り、教育委員会は、いじめの防止等に関する対策を実行的に行うため附属機関を設置するという2つ項目があります。3つ目の教育委員会は、重大事態に対処するためというのは、重大事態が起きたときの後につくる機関が28条第1項に規定する調査等を行う組織かなと思うのですが、ですからこのところはいらないのではないかと。6ページの3のところでは重大事態に対処するというところで、(3)ですか、このところでは書かれているので、この要綱としては4ページの3点目の部分はいらないのではないですかね。
	学校教育課長	(3)は町長の再調査等のことです。
議	川浦委員	法第28条調査というのは、重大事態が起きたときに起こす組織ですよ。その前に作って置くというのが第2のいじめ組織になるのかなと。
		本来、組織を作っておいて、教育委員会に報告したりして、あらかじめ附属機関を作っておく、14条とか30条に基づく附属機関を作っておいて、重大事態が起きた時教育委員会に報告をする。そういう建前になっていると思う、そういう設置をしているのではないかと思ったのですが。
進		
	学校教育課長	この4ページ1の(1)の2つ目ですが、教育委員会は、いじめの防止等に関する対策を実行的に行うための附属機関を設置する。同じ機関なのですが、3つ目の教育委員会は、重大事態に対処し、同種事案の再発を防止するため、法第28条第1項に規定する調査等を実施する附属機関を設置する。これは、同じ組織なのですね。
行		
	川浦委員	そうでは、ないと思います。附属機関というのは、あらかじめ設置しておく訳ですよ。
状		
	学校教育課長	そうです。
況	川浦委員	この28条第1項の調査機関というのは、附属機関では無いですよ。
	学校教育課長	この28条第1項の調査期間は、学校の下に設ける組織です。

会 議 進 行 状 況	学校教育課長	本日、この次に議案第37号で上里町いじめ問題連絡協議会等条例についてを説明いたしますが、その一部について、先に説明したほうが分かり易いのかなと思いますのでさせていただきます。
		この6ページの表ですと、町立小中学校では、調査組織ということで、これは既に学校で設置するという出来ている組織であります。この28条の第1項については、重大事態という位置づけでありまして、学校の設置者又はその設置する学校は、ということで、重大事態と当該事態の発生と同種の事態の発生の防止に資するため、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けということでございまして、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。ということで、これを指しているものです。
		学校の設置者又その他学校による対処ということで、学校に設置されているものであります。平成26年4月に各学校で設置されている、学校におけるいじめ防止等のための組織といわれる対応組織であります。6ページにあります表の矢印の上にある教育委員会ですが、この教育委員会が附属機関として設置する法第14条第3項の附属機関としての機能については、4ページの2つ目と、その下の先ほど川浦委員さんが言われたとおり、重大事態に対処し、同種事案の再発を防止するため、法第28条1項に規定する調査等を実施する附属機関という事こととなりますので、学校も調査します。その上の附属機関も調査しますということです。
	川浦委員	法28条組織をあらかじめ設置するのは、なにを指しているのですか。
	学校教育指導室長	それはですね、学校内に設置する組織ですね。
	教育長	法第28条第1項というのは、学校でも関わりがあります。教育委員会でも関わりがありますし、町長も関わりがあります。
		法第28条は重大事態が起きた時に何を実施しなさいという組織の話なのですね。ですから上位に上がっていく訳ですね。
		教育委員会は、学校で調査したことが納得いかない場合は、教育委員会が、それに基づく同じことを附属機関で実施する、それが14条3項の附属機関ですね。
		それで、不十分な場合には、町長が同じことを30条第2項

会 議 進 行 状 況		で、再調査しなさいというシステムになっているのですね。
		28条第1項の組織というのは、学校で起きた重大事態に関する調査等々を言っているのです。それに基づいて、それぞれの機関が調査をしなさいとっている訳で、それぞれの調査機関を設置するものです。
	川浦委員	繰り返してなってしまいますが、法第28条で言っているのは、重大事態が発生した場合に、速やかに学校の下に組織を設け、調査を行いとあります法に書かれている訳ですよ。重大事態が起きて速やかに設置するというので、附属機関を立ち上げることは、速やかに作る組織ですから、集める人も、なんていうか、学校内の人とか、直近の関係者が、まづ第一当事者が集まるのが、法第28条かなと理解するものですね。
	教育長	調査組織ではなくて、法第28条というのは重大事態が起きたら、その調査をしなさいという意味合いで、学校の中の調査組織の話ではないです。28条第1項にいう重大事項に学校は第一義的に調査組織を作って対処しなさいというのが、28条第1項ですね。それが全部上に結びついている。28条第1項がですね。
		それは分るのですが、あらかじめ作っておく組織になるのでしょうかということ。
		事件が起きた時に、それ以降作ればよい組織なのかなと思うのですが。
	学校教育課長	速やかにとあるから、重大事態用の組織なのだろうということですね、
	川浦委員	そうですね。
	学校教育指導室長	表に記載されている場所が、ということですよ。防止の対策だからということですね。
	川浦委員	事前に行う組織を作っておくということだから、それが(1)で、(2)はその対策を決めましょうというのが、僕の考えた

会 議 進 行 状 況	3 2 1 3	ことだと思ったのですが。
		要するに、日頃はどのような対策をやっていて、7、8ページの日頃からの対応に入れなくていいのかなと。
		この要綱のまとめ方を理解したわけですけど、ここの重大事態が、ここの項目では必要ないのではないかと思うのですが。
		私の理解が間違っているかもしれないですけど。
	清委員	多分、町の方では、私が読めることは、3つの観点で、町が実施する施策ということで、入れたのだと私は解釈していたんですけど。川浦委員さんの言われていたようなことも出てくるかなと思いますけれど、ここにいれていいものか、それともこちらの方に、重大事態の対処のところ、教育委員会は重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生防止のためということ、ここに入れた方が分かり易いのかということでの提案だと思うのですが。
		そういうことでよろしいのでしょうか。
	学校教育指導室長	確かに重大事態が起きた時に立ち上げればいいので、そのとおりなのですが、行政庁の方で言うことは確かに、何かあったときに立ち上げればよいのですが、7ページの2番目に、教育委員会及び学校が組織を作る。これは教育委員会が町長にその旨報告をすることであって、4ページの(3)にいじめ防止等に関する措置のところ、いじめ防止等については、等のところでは「いじめ防止、いじめの早期発見、いじめへの対処」が含まれ、町が実施する施策の中の一つですよ。という意味で、他に入れる場所はないのではないかと、この組織を設置するという、報告をするという場所は、他には無いのではないかと思います。町の施策の中に入れるのであればですね。
	川浦委員	要するに平時の対応と、緊急時の対応と分れていますよね。第2の方は平時の対応、第3の方は緊急時の対応ということでまとまっているのでは無いかという理解をしたのですが。
		条例案を見させていただいたのですが、第一の組織と第二の組織では、・1と・2の方は記載されていますよね。
	学校教育課長	第8条の話ですよ。専門委員会は、上里町教育委員会の諮問に応じ、1項から3項までの3つの事務を行う。法第14条

会 議 進 行 状 況		3項のいじめの防止等のための対策に関すること。それから法第24条の調査に関する事務、「前2項の規定による報告を受けた場合」必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。ことについての調査をすることができるものです。法第28条第1項の調査に関すること。条例で設置された専門委員会につきましても、28条第1項の重大事態のための調査を行うのですよ。ということで、教育委員会の設置する
		専門委員会では、この3点の機能を持たせている訳ですね。
		ということで、教育委員会の附属機関を設置するものですね。
		基本的には、専門委員会では、諮問をして答申をいただくものですから、今の時点では、条例でいうと法第28条の第1項の調査に関する事、について重きを置いております。教育委員会では、そのように運用していくと思っております。
		ですから、毎年開くような組織ではないのかなと、重大事態用の組織として考えていいのかと思っております。
		川浦委員 事件が起きた時に、これは動くということなのですよ。
		学校教育課長 そうですね。ですから、第1号、第2号が、第3号では、対策をすることもできる。調査もできる。重大事態の起きた時には、専門委員会の中で調査をすることもできるものです。
		川浦委員 ちょっと繰り返しになりますが、要するに第二の1の(1)の組織が、あらかじめ設置するいじめ問題の対策に係る協議会機能を整備する。とありますけれど、これは、この図でいう30条の規定になるのですか。
		学校教育課長 連絡協議会は、この図では絵として出てきておりません。ですから条例で設置しますということですね。
		川浦委員 連絡協議会機能を整備するというのは、要するにこの条例では、いじめ問題連絡協議会という組織ですね。
	学校教育課長 はい、そうです。第2条から第6条までの組織ということで	

会 議 進 行 状 況		
	川浦委員	その図でいう法第14条第3項はいじめの防止等に関する措置を実行的に行うための附属機関を設置するのが14条ですよ ね。
	学校教育課長	はいそうです。
	川浦委員	そうすると、その次の教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、法第28条第1項に規定する調査等を実施する附属機関を設置するとありますが、その第28条組織っていうのは、重大事態が起こった時に、それに対処するための調査機関であるという理解ができるので、この要綱上は、ここに無くてもよいので、重大事態が起きた時に作る組織に思えるので、この調査組織は条例を作る必要はないですよ ね。
	学校教育課長	これは、条例を定めなくても、法令上の組織として設置するものでね。
	川浦委員	条例まで上げる組織ではないですよ。元を考えると、
		ちょっとそう思ったんですが、あるいは、もし残しておいても、附属機関という必要はないですね。月に一度では無いですから。
	学校教育課長	なんとなくわかります。
	教育長	実施するまではということですね。
	川浦委員	28条の機関は、条例に乗ってないですね。
	教育長	同じことを2つ言ってるのですね。 前段として、教育委員会が調査してもいいだろうと。
	川浦委員	それもあるだろうし、緊急事態が起きた後つくるのが、第28条ではないのかなと。思ったのです。事前につくる必要はない

会議 進 行 状 況		し、まして条例をつくっておく必要もないし、ですから置いておいても、なんというか、すぐ作るのだよという意味で、ここに置くとならば附属機関の必要はないかなど。単なる機関でよいのかなど。
	教育長	調査等実施する組織を作る。28条1項が組織の話なのか、調査をする内容なのか。
	学校教育課長	調査を行うのですね。
	教育長	組織を設けて調査を行うのですね。
	学校教育課長	設置する学校は、学校の下に設置し、質問票その他の方法をもってするものですから。
	教育長	学校の設置者又はその設置する学校は、とあるのでこれは両方ですね。
	学校教育課長	そうですね。ですから、町であり学校の現場であり、
	川浦委員	必要ないですよ、ことが起きない限り。
	教育長	重大事項ではないのですね、いじめ防止でいいのだね。
	教育長	実行的に行う附属機関ではなく、二つ目の・も教育委員会いじめ防止の対策を実行的に行うための組織を設置する。でいいのだね。
	川浦委員	それで要綱上は、それでいいと思うのですよね、14条3項の組織ですよ。そう読める。
	教育長	3つ目は14条第3項の組織ですね。
		ここで言っている町は、一つ目は、条例上は第2章でいう連絡協議会ですよ。
	学校教育課長	そうです。第2章です。

会	教育長	2つ目の・は専門委員会のことですよ。
	学校教育課長	第3章のいじめ問題専門委員会の設置についてのことです。
議	教育長	3つ目の・も専門委員会ですよ。
	学校教育課長	そのとおりですね。
進	教育長	2つ目・で言っているから、3つ目の・入らないだろうと。
	川浦委員	この要綱は、方針で、もし28条のこのところを残すのであれば、附属機関である必要は全く無い、と思う。だから、28条1項の組織は、条例案でも出していないですよ。
行	川浦委員	附属機関であればあらかじめ作って置く必要があるので、協議会等条例に載せておいたほうがいい。
	学校教育指導室長	条例の第3章は、14条の3項に基づくものですね。
状	川浦委員	調査委員会は30条の2項に基づいて設置する。
	学校教育課長	町の調査委員会ですね。
況	川浦委員	単なる組織でいいのではないかな。と思うのですが。もしこれを残すのであれば、
	川浦委員	附属機関まで要求されてないと思う。28条に基づくというのは、条例にもないから。
況	清委員	それでは、二つ目の・も附属機関とうたってありますが、いないのですかね。直した方がいいのでは。
	学校教育課長	2つ目はいいのですね。
況	川浦委員	調査機関は附属機関で必要ないのではないかな。
	教育長	そういう解釈をしたのですね。調査期間は附属機関ではないと。

会	川浦委員	そうですね。
	教育長	条例上の第3章は、いじめ問題専門委員会は調査機関になる訳ですよ。基本的には。調査機関だから附属機関としての位置づけになっている訳です。条例では、第3章については、附属機関としての位置づけで書いてあります。
議	川浦委員	そうですね、附属機関としての位置づけだと思います。町長部局としては。
	学校教育課長	町長部局の方は次のページで第4章です。
進	川浦委員	再調査に上がった段階での調査ですよ。30条の2項はね。
	教育長	第4章ですね。再調査の関係ですね。第2章というのは、要綱の方の、町はの内・の話ですよ。
行	川浦委員	上の連絡協議会ですね。いいと思うのです。法律上は14条の1項で。
	教育長	だとすると、この・は、2つ目は、町・教育委員会はとしておけば、両方に附属機関を設置するということになる。それでいいのかなと。そして3つ目は取ってしまっていないのかなと。実行的に行う附属機関、対策を、ですね。
状	川浦委員	二段構えになっているから、これは分けておいていいと思うのですよ、1, 2は。連絡協議会は日常的に行う訳ですよ。
	教育長	日常的にですね連絡協議会は、二つ目の・は特別な組織ですね。
況	川浦委員	何か問題が起きた時に、備えようとする組織ですから、あらかじめ委員さんを決めておきましょうというのが趣旨ですから、条例上は、いじめ問題専門委員会になると思う。
	教育長	専門委員会でいい訳なのです。教育委員会の専門委員、

会 議 進 行 状 況		会ですから2つの調査が含まれています。重大問題が起きた時の調査することと、対策を行う、実行的に行うための2つの面をもっている訳ですよ。
		町長部局の方は、再調査の部分ですね、第4章についてはですね。
	川浦委員	第2章でしょ。
	学校教育指導室長	第4章ですね。
	教育長	第4章は、重大事態のそのことだけですよね。第3章の教育委員会に二面性を持たせた専門委員会として、その一面的なものが、町長部局の第2章なのです。いじめ問題対策連絡協議会です。
		第2章は、町の全体の組織ですね。町のいじめ防止対策の部分です。第3章の教育委員会の専門委員会には、対策部分と調査の部分を入れ込んでいる。
		それから、法第28条第1項の調査に関する、学校が調査したことについての正しかったかどうかの、その調査も行います。という話ですね。さらに28条1項は、どこかに記載されてないと、学校は学校で行いました、それ以外は教育委員会で単独で行いますでは、関連性が抜けてしまうので、第28条第1項が付いて廻る訳ですよ。
	川浦委員	だから第28条は、教育委員会の事務局が、一緒に行いましょうというのが第28条ですか。
	教育長	そうではないです。第28条は、学校が重大事態に遭遇した時には、速やかに行わなくてはいけないものです。
	川浦委員	ここで、第28条では、学校の設置者又は学校はとなっているので、どちらが行ってもいいのだらうと思いますが、起きたら速やかに調査しなさいということですから、設置者又は学校の下に組織を設ける。とある。図の一番下にある。
	教育長	基本調査ですよ。基本調査が正しいかどうか、再調査をするのが附属機関の第14条ですよ。

会 議 進 行 状 況	川浦委員	この表でいえば、上ですよね14条の第3項ですよ。
	教育長	さらに附属機関第14条で28条の調査に対して、教育委員会が行いました。それが正しいかどうか、と思った時には、それを第30条で行いなさいと、第28条というのは、調査内容として付いて廻る訳ですよ。だから、第28条第1項によるとか基づきという規定によるというのは、必ず付いてないと、まったく別の調査になってしまう。だからこれは必要になるものですね、第28条第1項という文言は必要になってくるものです。その辺のところは検討しなくてはいけないかもしれないです。
	川浦委員	第28条調査の妥当性とか、問われるのは、このところの何。
	教育長	川浦委員の言っているのは、この3つ目の、教育委員会の重大事項に対し云々の附属機関というのは、次の重大事項ところで言われているから、ここであえて言う必要はないであろうという話ですよ。そういうことですよ。だとすると、この2つ目のところの・のところ、教育委員会はだけでなく、町と教育委員会は、という町を入れておかないといけないのかなど。附属機関の問題がここに出てくる訳ですから。
	町・教育委員会は、町又は教育委員会か。又になるかはどちらがいいか。	
	川浦委員	ただ、第14条は、町又は教育委員会が附属機関を設けるということになってしまうので。
	教育長	もう一回いうと、町又は教育委員会はいじめ防止等において実行的に行うために附属機関を置く。()して、14条、30条として入れておく必要があるかもしれない。
	川浦委員	表にまでそのことを載せた方がいいのかどうか。
	教育長	この図から言うよね。もしかすると、町が条例でいえば、第2章のとか、第3章のと入れておかなくてはいけない、第14条とかでなくてね。町の条例とすればね。条例に照らして言えばね。或いは、初だけ書いておいて、法第14条は、町の条例

会		では、条例第何条であると、30条については、町の条例13条ではないかと、基本方針には条例は入れられないから、但し書きで書いておくしかないよね。法令の第30条は、条例の第4章ですと、該当するとかね。
		但し書き作る。
議	川浦委員	基本方針については、特に条例に入れない。
	教育長	条例については入れない。必要が無いから。 ただ、読んだ人は条例と照らした時に分り易くするためには、ただし書みたいなのが、解説があれば理解しやすい。 そこまでする必要はない。
進	川浦委員	そこまでは方針ですからする必要はないですよね。 いじめ対策防止法上は、協議会、附属機関を持てることのできる。そういう書き方ですよね。だから、必ずしも設けなくてはいけないものではないですよね。それは自治体に任されている訳ですよね。
		繰り返しになってしまいますが、先程の教育委員会のところの条例は、附属機関を設置するという項目をもっと柔らかい調査を実施する。を設置するという程度でいいのではないかと。と思います。ちょっと長くなってしまっ。
状	教育長	調査する組織を設置するか。
	学校教育課長	設置する組織ですか。
況	教育長	を設置するで、28条の2つ目を、後ろへ置けば、読み取れる。という話だね。
	川浦委員	書き方の並びとしては、ちょっとね、教育委員会は、重大事態に対処するため、というここだけは、法も入っているし、28条1項の規定によりという。その前は入っていない。 書いた方がいいのか、書かない方がいいのか、その辺は方針になると。

会	学校教育課長	このところを取ってしまいますか。
	教育長	組織を設置すると。
議	学校教育課長	町又は教育委員会としてですね。
	教育長	だから2つ書いてあるから、省いちゃって無くていいだろうと。
進	川浦委員	でも組織を置くということであれば、置いておいても、組織を使うとするならば、いいのかなと。
	教育長	だから、教育委員会はいじめ防止等に関する対策を実行的に行う。調査する。組織を設置する。それは、教育委員会だけでは無くて、町も、町又は教育委員会は、と入れておかななくてはいけないのではないかな。
行		上は、連絡協議会だからね。
	学校教育課長	そうですね。ただ2つ目は。
状	教育長	今だからね。
	清委員	私は、そのままでいいと思います。町を入れなくても、教育委員会と入っておりますから。
況	教育長	町は次の組織を設置し、町はと言っているのだから。 そうしたこれは取ってしまっているのだね。
		団体との連携を図るため、連絡協議会を設置し、協議会機能を整備すると。いうのと、いじめ防止等の対策を実行的に行うための組織を設置すると。
	川浦委員	3つ目は臨時の機関なので。
	教育長	2つ目もある程度臨時の機関ですよ。
	清委員	多分ね、教育委員会はと言っているところが、色々条例の

会 議 進 行 状 況		関係で、混在しているのではないですか。
	川浦委員	まあ、あらかじめつくるというスタンスで言えば、まあ入れておいてもいいのかなと思うけれど。
	清委員	そうすれば3の項目も、教育委員会はこのを外せば、町は重大事態と、いうことを町は予測しておかなくてはいけないということですよ。必要な事だと思いますけれどね、私はそう思います。具体的な例は3の重大事態への対応という流れになるのかなと。
	教育長	これで、町は連絡協議会ですね、これを取ってしまって、連絡協議会の機能を整備する。というのと、いじめ防止に対する対策を実行的にするため調査をする組織を設置する。
		町だったら入るよね。
		調査する組織が専門委員会だよ。
	学校教育課長	そうです。
	教育長	あるいは、専門委員会を設置するとか。
	学校教育課長	実行的に行うため、附属機関を置く、まさにそのとおりなので。
		だからこれを、町にすれば調査する組織になる。
	学校教育課長	連絡協議会との連携の下に、教育委員会と協議会が連携を取るのですよと、ここで言っているのは、教育委員会に附属機関を置くことができるものとするということで、専門委員会を置くので専門委員会を指しているのです、このままでいいと思うのですが。ですから、連絡協議会を14条で作りなさい、2項の規定を踏まえて、教育委員会と連絡協議会は、円滑な連携のもとに、いじめ防止等に基本方針における対策を実行的に行えるようにするため附属機関として組織を置くことができるので、これを専門委員会として定めたので、これは良いと思うのですが。

会 議 進 行 状 況	教育長	それならば、これは専門委員会を設置するに変わってもいいですね。
	学校教育課長	そうですね、これは町の方針であり、早くできましたので条例を作成するほうが、後追いですので、用語の整理がおくれたものです。
	委員長	それでは、そのところを整理し、仕上げていただきたいと思っています。
	学校教育課長	埼玉県のいじめ基本方針は、策定してないのですか。
	教育長	埼玉県は示してないのです。
	学校教育指導室長	熊谷市、深谷市、川越市など参考にしております。
	学校教育課長	3つ目の・なのですね。
	教育長	それは、後の方で補完できるのですよね。そうすると。1つめの・と2つ目の・なのですね。その時に、今言いましたとおり、附属機関にするのか、特別の組織を作ると言うかどうか。
	川浦委員	条例案には載ってないから、第28条組織はこのままで良いかと思います。
	清委員	岩手の事件がありましたからね、重大事態に対応する組織は置いておかななくてはと思いますね。
	学校教育課長	組織しておかないといけないかもしれません。
	川浦委員	その時、その時判断される。
	113.00	ちょっと現実的でない。
	委員長	川浦委員が言っている一つは、第2の1の(1)の三つ目の・を、重大事態の対処の部分で、補完できるのではないかという指摘が一つ、二つ目に、附属機関という言葉にとられる訳で

会		はないですが、重大事態に対する処置が、6ページの図のいちばん
		下のところに調査組織というように示されている。
議		調査組織という言葉で示されているから、調査等を実施する組織
		を設置するというようにしたらどうかという二つの点に絞られる と思うのですが、その点について事務局としてはどうおみます か。
進	学校教育課長	これは、組織で良いのではないですか。
行	委員長	調査等を実施する組織を設置するという整理をさせていただ くとよろしいでしょうか。
状	教育長	第28条第1項は残すのですか。三つ目の・は残すというこ と。
況	学校教育指導室長	残して調査組織ということでもいいのではないですか。
況		上の附属機関は残す。
況	川浦委員	そのまま残す。そのままでもいいのでは。
況	教育長	三つ目の・は、法第28条の基ですから、法28条の規定で は重大事態という定義付けですから、それがどうであったかど うか調査するものですから。
況	川浦委員	そうすれば、附属機関である必要はない。
況	教育長	この第14条というのは、その学校が行った調査の話であっ て、教育委員会は設置するのだから。第14条の組織はです。 第28条に規定する調査を実施するのですよね。
況	川浦委員	第28条調査はしないですね。
況	教育長	第28条は、疑いがあると認められるものは、認められるか どうかですよね。それから、相当な期間欠席していて、疑いが あるかどうか、ようするに重大事態・事件を事態があった背景

		が、あったかどうかの調査をするのですね。
	川浦委員	調査を第28条で行うわけですよ。
会	教育長	違います。第28条の条文がそういうことなのです。
		ここでいう調査というのは、この調査は学校内の調査であって、教育委員会は附属機関で行いなさい。ようするに内部組織ではだめですよ、ということです。
議	川浦委員	附属機関の第14条は、調査したことをさらに教育委員会で期間を設けて調査しろということですか。
	教育長	教育委員会が調査組織を、組織してここが調査したことと同じことを調査していたのではだめですよと、第三者組織でないとだめですよ。内部組織ではないのですよ。再調査はね。
進	川浦委員	再調査というのは、どの附属機関から出てくる。
	教育長	附属機関を組織して、その附属機関に、学校側からほうこく
行		のあった調査が適正であったかどうかということも再調査してください。ということですね。
		でも、調査が教育委員会が行わなくてはならないことになるとは、もう附属機関でなくては解決できませんよと。ここで言っている重大事態はですね。
状		教育委員会の附属機関で、決着がついてしまえば、町長部局の附属機関へ上げる必要がない。
	川浦委員	町長は調査をしない。
況	教育長	調査する必要がないのですよ。町長部局が調査する必要がないのです。教育委員会が組織した附属機関が、調査をして、被害者やその保護者などと調整が諮れば、そこで終わってしまうのです。町長への報告で終わってしまうのです。終わらないから上へ上がるのですね。それは全部28条第1項の部分の事を調査する訳ですね。第28条1項というのは、調査組織の話ではなくて、第28条第1項の、このことに基づき調査をなさいと

会 議 進 行 状 況		ということなんです。教育委員会もこの第 28 条第 1 項の重大事項という事態を調査しなさいよと。
	川浦委員	附属機関は、諮問を受けて行うのですよね。だから、最初第 28 条で調査して。
	教育長	第 28 条で調査するのではなく、第 28 条の内容の調査をする訳です。
	川浦委員	でも、最初は調査するでしょ。
	教育長	そうでは無くて、問題が起こったでしょ、問題が起こった原因は何なのかというところの、その原因調査が第 28 条 1 項に基づきなのですよ。
	川浦委員	それが、調査なのですよね。
	教育長	その調査結果が、学校で、たとえばそれに基づいて、こういう原因があつて、こういう調査結果ですよ。納得できればそこで終わり、でも納得いかない。そうすると同じことを教育委員会はする訳ですよ。
	川浦委員	第 14 条の組織を作って改めて設けて行うのが、その 14 条だと。ここで行う、繰返して行う、それで町長に上げる。
	教育長	ここでいう、この図の中の②の調査組織（法第 28 条 1 項）というのは、附属機関第 14 条第 3 項とは、まったく意味合いが違うのです。法第 14 条の 3 というのは、附属機関をつくることのできる。組織を作って行いなさいということだと思ふのですよ。重大事件があつて、第 28 条 3 項は調査機関を設置しなさいよという話ではないのですよ。
	川浦委員	実際の学校とか、教育委員会の職員も入るでしょうけれど、はっきり書いてないのですよね、学校の下で、アンケート調査や何かを行う訳ですよ。28 条の調査ですよ。それが一番最初の調査ですよ。

会	教育長	それは、第 14 条でも同じことですよ。
	川浦委員	もう 1 回行うわけですよ。納得いかなければね。教育委員会もまとめて行う。
議	教育長	第 28 条の調査ではないのですね。調査組織ではないのですね。第 28 条に関する調査委員会なのですね。
	川浦委員	第 28 条で調査した、要するに学校とかで起こした調査結果がだめだよと、もう一回調査しなさい、おかしいとなったら附属機関の第 14 条組織にお願いして、調査する訳ですね。
進	教育長	常にこの第 28 条第 1 項という言葉は、基づきなのですね。規定によりというのは、そのところにでてきますよね。
	教育長	第 28 条第 1 項というのは、規格の中の話だから、これに規定により行いなさいよと常にあるわけですね。だからこの調査組織と付属機関はまったく同等なのですよ、ただこちらは、中に作る内部組織的意味合いがある。こちらは外部組織ですよ。ということから外部組織になった。
行	川浦委員	よく言われる第 3 者機関、通称呼ばれる組織ですね。これなのですね。
	教育長	ですから付属機関とつけても構わないのだけれども、先ほど言いました下の調査組織と言ったじゃないですか下の 3 つ目の調査組織と言いましたですよ。だったら上も調査する組織ですよ。
状	川浦委員	ただ条例のたて方としては、第 14 条は付属機関として、設けて、早めに設置する。第 28 条の方は、そうではなくて重大事態の起きた時の話なのかなと。
	教育長	その調査組織の中に第 28 条第 1 項という言葉が入っているから、第 14 条組織と同等に見えてしまうのだけれども、この第 28 条 1 項と第 14 条は、まったく異質の条文ですね。
況	川浦委員	ただ条例のたて方としては、第 14 条は付属機関として、設けて、早めに設置する。第 28 条の方は、そうではなくて重大事態の起きた時の話なのかなと。
	教育長	その調査組織の中に第 28 条第 1 項という言葉が入っているから、第 14 条組織と同等に見えてしまうのだけれども、この第 28 条 1 項と第 14 条は、まったく異質の条文ですね。

会 議 進 行 状 況		第28条にかかわる調査ですよね。
	学校教育課長	町で作る調査委員会も町長の諮問に応じて第28条第1項の規定による、調査の結果についてを調査を行うと。ということなので第28条第1項ですと、学校の下に調査を行うとありますが、第1号では、いじめにともなう当該学校の児童等の生命又は財産に被害が生じた疑いがあると認められる場合は、そういうことも調査しなさいと、それで第2号では、当該学校に在籍している児童が相当な期間欠席することを余儀なくされていると認めるとき、このあたりも調査しなさいということなので、調査の内容だと思うのですね。
	教育長	調査内容なのですね。
	学校教育課長	調査内容について調査しなさい。専門委員会でも調査しなさい。町長の諮問した調査委員会でも不十分であるとするならば第28条第1項の調査の結果について調査する。再調査しなさいという組織の位置づけですね。確かに川浦委員のいうとおり学校の下に組織を置くのだから第28条1項の組織だから、組織を設ける条文ですが、よく見てみますと、調査を行う、事実関係を明確にするための調査を行うのが第1項で、第1号が心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められるか。認められるのであれば、どういう内容の調査をしたのですかと。第2号では、相当期間学校を欠席したのだから、欠席する疑いを認めたのだね。この当たりの調査内容の話が第28条の内容ではないかと思うのですね。
		学校の下にとありますが、平成26年4月に設置している組織と連絡体制、対応組織があるので、このところが学校の下に設置してある組織です。この組織を最大限活用して、第28条の1項と、調査を行いなさいと、心身に重大な被害が生じたのか、長期間欠席しているのか、しっかり学校の下に組織を設けて行いなさいということなので、組織をつくる条文であり、重大事態の対処の方法を専門委員会にも持たせているし、町の調査委員会にも持たせている。一番最初に実働部隊として、学校が組織を設けて、その中で調査する。第28条では学校による対処なので、対処したことに対して、専門委員会ではどうなのか、学校が対処したことに対して、専門委員会から報告を受

会 議 進 行 状 況		受けた調査委員会もどうなのかと、場合によっては教育委員会も報告を受けてどうなのかと、いう流れではないのかと思います。他の市の条例も第28条第1項の関係も、皆記載されています。
	川浦委員	第28条調査というのは入っていると思います。
	教育委員	ここに置く必要があるかどうかという話なのかな。 重大事項が第3の・にあるから取ってしまっていていだろうとこれはまずとっていだろうと、それをとってしまうと上の・のところを補完していかなくてはならない。
	川浦委員	どうしてもその第28条のところをそこに置くんだったら、その付属機関というのは、言い過ぎだろうと組織ぐらいでいいのだろうと。
	教育長	だから上のところで、いじめ防止の対策を実効的に行う調査組織を置く、で3つ目の・を後ろへまわしてしまう。 3番のところへもっていく。
	川浦委員	3は解説で書いてあるから。ダブってしまうので方法としては、そのところだけ違和感があった。そんな認識があったので、申し上げたのですが。解説で入ってますから充分だと思います。第28条で言っているけれど、学校のいじめ防止対策基本方針では、全部重大事態に対する調査というけれど出来ていきますよね。みんな束になっているけれど。
	教育長	学校ですね。 学校は、学校の中で対処する。それはできている訳です。
	川浦委員	第28条は、何をやるのか、何をする調査なのか、どこが入ってやるのかが、見えてこない。
	教育長	恐らく、この図が悪いのだね。 ここに調査組織で入っても、第28条第1項と書いてあるから、第28条第1項に関する調査といれおいてくれればいい

会 議 進 行 状 況		のだね。調査組織というのは、第28条第1項に関する調査をする組織ですよと。
	学校教育指導室長	重大事態に対する調査というのがある。説明が足りないのですかね。
	教育長	第28条第1項というのが、調査組織見えてしまう。というのは、付属機関は第14条3項という書き方をしているから。
	学校教育課長	学校に置く組織と言うのは、法令第22条で、ですから第22条組織と書いてあれば分かりやすい。
	教育長	第22条組織が28条第1項に関する調査をするということなのでですよ。
		そうすれば、第28条第1項がついてまわっていいのですよ。全部、ただついて回るのだけれど、ただ、ここに入れておく必要があるかどうかは、それだけのことですよ。そうですね。抜いてしまっても問題はない。ただ、その上の教育委員会に、14条に関する組織の話が出てこない、町長の方は第30条の組織の話は、2項の規定に基づきがありますが、ところが教育委員会のほうには、14条の話がでてこない。
	川浦委員	教育委員会の諮問に応じて動きますよというのが第14条ですから。
	教育長	7ページの(2)でしょ、(2)に14条の3という文言がでてこない。(3)の中には30条の第2項再調査を行うことができるという文言がでてくる。上には無い、教育委員会はね。だからそれを作って入れておかななくては。
	学校教育指導室長	3つ目の・は調査は必要に応じて行うことができるということですよ。いかな。
	教育長	どこですか。
	学校教育課長	調査は必要に応じて設置した調査委員会が行う、ところですね。

会		ここへ第14条第2項と入れておけばいいのですね。
	教育長	そう、第14条2項と入れておけばいいのです。
議		そうすれば、設置する調査委員会が行うと。
		7ページの(2)の・の3つ目ですね。
進		調査は必要に応じて教育委員会が設置した調査機関が行う、これが第14条第3項の附属機関なのですね。
	清委員	これですっきりするのではないですか。
行	教育長	町長のほうは、調査を行うことが出来るで第30条の2項としておけば良い。
		そうですね、これも12の、たとえば③であれば、②③④としておけば。調査結果の⑤がでてこない、図がないのでこういうことになってしまう。
状		ここに14条と入れておけばいいのだね。
	学校教育指導室長	⑤は議会についてですね。
況	教育長	それは結果報告についてだね。このところに14条の3といれておけば、最初の(2)のところを取ってしまってもそれで分かる。
		どうですか委員長。
況	委員長	川浦さんいいですか。
	川浦委員	3つ目の・は取ってしまうのですか。
況	教育長	後ろへまわすということです。すっきりすると思う。
	川浦委員	なんとなく違和感がある。
況	教育長	ここにポーンとでてくるからね。
	委員長	事務局もそれで了解するということがいいですか。

会 議 進 行 状 況	学校教育課長	はい、結構です。確認して行います。
	教育長	この図は変えられるの。
	学校教育指導室長	これは、みな共通しています。
	教育長	国が決めている図なのか。
	学校教育指導室長	文科省の図ですから各自治体はみな同じのものを使っています。 変えようがないです。ホームページに掲載されているものとそっ くりです。
	教育長	図の中の法第条は変えられるのか。
	川浦委員	附属機関の第14条を使わないで、教育委員会が解決して町 長に報告すれば、附属機関を使わなくて済む。
	教育長	それで終わりです。 第22条の調査組織ですね。
	学校教育課長	学校は、いじめ防止のため実効的に行うため当該学校に複数 の教職員、心理等に専門的な知識を有するその他のものによっ ての組織ですね。
	教育長	それで第28条の調査をすると。
	学校教育課長	それならこの表が分かりやすくなりますね。
	川浦委員	第22条はやっぱり平時の対応ですよ。緊急時の対応では ない、ことが起きてから作るものではない。
	学校教育課長	そうですね。読むとですね。
	川浦委員	アンケート調査して、記述調査して、それに対して報告して、 それで納得しないといわれたらまた行こう。

会	学校教育課長	第22条委員会に行かせていいのではないですか。
	川浦委員	そうだよね。
議	学校教育課長	緊急と書いてないから、緊急に作りなさいと触れていないですから、代替えする組織があればそれで行う。
	教育長	学校はそうだね。
進	学校教育課長	全然関係ない人を、そのとき集めて対応は取れないですよ。
	委員長	返って混乱してしまう。
行	学校教育課長	混乱した状態で、訳がわからい人たちを集めて委員になってくださいと。
	委員長	仮にそういうようにできたとしても、委員のなった人もただ聞くだけになってしまう。
状	教育長	ただ我々は、そういう認識でいけばいい、法22条の組織が調査をするのだという意味合いで考えておけばよい。
	学校教育課長	いいと思います。学校の複数の教職員、心理福祉等の専門知がある人たちが、いじめの防止対策のための実効的組織としてあるのだから、その方々が対応したのだから一番スムーズで早くて、そのとおりだと思いますね。その組織を使ってはいけませんという条文はできませんので。ある組織を有効に使うのは、町でこれから作る連絡協議会も既存の幼対協という組織に似たような形になりますので、その中に教育委員会部門の人間を沢山入れて、ただ同じ内容の話ではないので、幼対協とは兼ねることができないので条例化して別組織を作った。ということです。
況		ですから基本的には、第22条委員会に緊急時の対応を含めて機能を持たせて、内容的には第28条1項の調査をするのだよ。第28条の1項の調査というのは、先ほどのとおり重大事態に係る事実関係を明白にする。第1号としては、児童等の

会		身体生命に重大な被害が生じる疑いがあると認められる。相当期間
		学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき、という
		内容を調査することが第28条の調査の中身ですね。
		当然教育委員会が設ける第14条3項の附属機関もその機能を
		持たせています。第30条の規定に基づく町の再調査委員会も第2
		8条1項の規定による調査の結果について、必要な調査を行いな
		さい。という機能を持たせております。28条1項につきましては、
		重大事態の対処の方法を定めております。
議	委員長	事務局にもう一度精査していただいて。進めていくということで
		各委員さんよろしいでしょうか。
進	清委員	承知していただければこれでいいのではないですか。
	委員長	最終的には、上里町いじめ防止基本方針は、町長決済になり
		ますので、また町長に説明をさせていただきたいと思います。
行	学校教育課長	町の主管課は、子育て共生課になりますので、今日の午前中
		にですが、本日の教育委員会に議題として提案するので、概要
		を町長に説明させていただきました。今日の結果を踏まえて町
		として定めていきたいのでいかがかということで、また話をさ
状		せていただきます。
	教育長	先ほどのところを修正して、教育委員会ではこのようになり
		ましたということで、提出させていただきます。
況	委員長	分かりました、各委員には、そういう理解でよろしくお願
		いいたします。
	委員長	その他に見ていただいて何かございますでしょうか。
	教育長	この基本方針は、進めながら改正をしなくてはならない。そ
		ういう部分がありますので、不都合な部分が見えてくるだろ
		うから、その時に改正をしていくと、学校も急遽つくられてい
		るので、年度が替わるときに少しずつ、実体的に合う形にして
		いかないといけませんので、教育委員会に諮りながら進めさせて

会 議 進 行 状 況		いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
	委員長	方針も変わってくる訳ですね。 今日配られた方針の6ページに、各月のいじめ等に関する対応報告というのがありますが、教育委員会に報告する。というのは、これは教育長に報告するということではいけないのですか。
		毎月一度、必ず、教育委員会に報告する。とありますけれど、事務委任が教育長にされている訳ですから、教育長に報告するという ことで、問題ないと思うのだけれども。
		この図でいうと教育委員会なのですから。
	教育長	委任規定の中に入ってくればそれで、皆教育委員会だから、基本的には教育委員会報告だから。
	清委員	教育長に報告すれば教育委員にはいいわけですよ。
	委員長	そうすると、教育長に報告があったことは、教育委員会に報告しなくてはならないというのがある。新教育長制度が始まるということがあるので、早く変えられるのは変えていけばと。
	教育長	毎月一度報告する。必要に応じて教育委員会に報告する。そういうようにすればいいですね。実際そうなのですから。
	清委員	教育委員会制度も変われば文言も変化してくるわけですね。
	学校教育課長	教育長に報告し、必要に応じて教育委員会に報告する。
	教育長	その辺のところを文言整理して、出させていただきます
	委員長	基本方針については、一応審議を終了させていただきます。 事務局におかれましては、大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。
	委員長	議案第36号上里町いじめ防止基本方針については、一部の文言整理をして承認することで教育委員会の意見の決定とさせていただきます。

議 進 行 状 況	教育長	それでは、(3)の議案第37号上里町いじめ防止連絡協議会等条例の前に(4)の議案第38号上里町中央公民館使用条例の廃止についてをお願いいたします。
	委員長	それでは(4)議案第38号上里町中央公民館使用条例の廃止についてを議題といたします。中央公民館長に説明をお願いいたします。
	中央公民館長	議案第38号上里町中央公民館使用条例の廃止についてご説明もうしあげます。提案理由についてでございますが、昭和45年に建設され老朽化が著しい中央公民館の建物を取り壊し、中央公民館としての機能は、コミュニティセンターに統合し、複合施設となることに伴いまして、中央公民館条例を廃止したため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の意見を聴取するため、本案を提出するものであります。廃止条例の施行期日と統合の期日としては、平成28年4月1日とするものであります。中央公民館とコミュニティセンターの統合につきましては、昨年の11月教育委員会で生涯学習課長が説明しておりますので省かせていただきまして、その後の経過報告について中央公民館の耐震化につきまして説明申し上げます。
		経過でございますが、本年6月議会全員協議会の席上で、中央公民館とコミュニティセンターの統合について総合政策課から説明をいたしました。その後、総合政策課と中央公民館で、コミュニティセンターの改修計画や利用団体の説明について協議を進めてきたところであります。
		コミュニティセンターの改修につきましては、大規模な改修ではなく、小規模な改修とのこととあります。関係予算を9月議会に提案するということとあります。
		第二会議室に入っております上里幹線土地改良区については、移転をしていただき、中央公民館として使える部屋は、二階の第一会議室、第二会議室、教養室、一階の集会展示室の5部屋ということとございます。次に利用団体の説明会につきましては、8月6日午後から中央公民館とコミュニティセンターの利用団体の代表者の方に集まっていただきまして、総合政策

会 議 進 行 状 況		課と合同で開催いたしました。中央公民館では、定期利用32団体 コミュニティセンター関係では29団体の合計61団体となりました。 説明会では、各団体に、今までの中央公民館やコミュニティ センターの利用形態を勘案して、町側から部屋名と何曜日、午前午 後、夜間利用したらという提案をしたということです。新たな団体 は、毎週何曜日の午前中利用したらどうかと、今までの利用形態を 考えて提案したということです。その後は集まるということだった のですが、現在は80%くらいの回収率でありました。ほとんどの 団体が、こちらの提案どおり今後も使用していきたいという回答を 得ているということでございます。ただ、ダンスなどで、まだ床が 布製ですので、ダンスができない、調整をしなければならない団体 が数団体あると、その団体はもう一度調整会議を行いたいと考えて いるところでございます。
		それでは、中央公民館の廃止条例について、なぜ廃止にするのか ご説明いたします。
		中央公民館に関連する条例は、現在中央公民館管理条例と設置条 例、中央公民館使用条例ということでございます。地区公民館に関 しては、公民館設置条例と、それぞれの館の本体の建物の名称の設 置条例、たとえば、賀美公民館であれば集会所設置条例、長幡公民 館は、就業改善センター設置条例、七本木公民館では、七本木地区 集会所設置条例及び管理条例、東公民館と神保原公民館は、地域交 流センターという名前になっている訳です。それは全て二枚看板と いうことであります。中央公民館だけは単独かということであつた のですが、この辺を整理しなくてはいけないのですけれど、今回は 中央公民館の使用関係とか、使用料の関係は、地区公民館と同様に 元の館、長幡就業改善センターの設置条例で使用の関係とか、使用 料を徴収していこうと、今度の中央公民館についても、コミュニ ティセンターの設置条例及び管理条例で規定しておけばというこ とで、今回、中公民館の使用条例は廃止をするということで、今回 ご提案申し上げたところでございます。
		廃止につきましては以上でございます。よろしく願いもうしあ げます。
	委員長	中央公民館の利用をコミュニティセンターに移すということに ついては、教育委員会としても廃止ということで、承認している状 況であります。それに伴いまして、使用条例を今回廃止したいと

会 議 進 行 状 況		いう提案でございました。それについて質疑がありましたら宜しくお願いたします。
	川浦委員	新規の新しく移るときの使用条例というのは、コミセンの条例ということですか。
	中央公民館長	先ほど説明したとおり、公民館関係には、公民館設置条例と管理の条例があるわけです。今度コミュニティセンターに統合するというので、公民館設置条例がございませう。番地につきましては、コミュニティセンターと同じなので、番地については変更がないものです。今回、使用料とか、使用関係ですとか、元の館であるコミュニティセンターの設置及び管理条例で使用関係、使用料については、目的外使用の使用料については、ここで徴収していくということになるということです。
	川浦委員	コミュニティセンターの条例で徴収する訳ですね。
	中央公民館長	本来公民館の条例で行うべきですが、今回は地区公民館と同様に、長幡であれば就業改善センターの条例で使用料とか関係する部分を載せております。
	清委員	公民館とコミュニティセンターというのは、名称は残るのでですね。設置条例は一元化する。
	中央公民館	設置条例は、中央公民館もコミュニティセンターも残ってます。中央公民館七本木何番地とコミュニティセンター番地は同じですから、コミュニティセンター設置条例の中で、使用料に関する規定が整理されている。使用料に関しては、コミュニティセンターの条例で徴収をしていくと。
	教育長	今まで中央公民館は館をもっていた。今度は、館のない条例上の公民館になった。間借りですよ。
	川浦委員	部屋代などは、コミュニティセンターの条例で徴収する。
	教育長	そういうことです。ただ管理運営は公民館が行いますので、

会 議 進 行 状 況		基本的にはです。そこも委任されないと本来的ではないのだけれど 便宜上今のところはそれで行きましょうということですね。
		中央公民館に教育委員会の職員は、料金の徴収ができない、 それぞれの課でないかね、それを料金徴収ができるように規則 改正をしていこうと。そのような動きがあります。
		それが出来たら又報告させていただきます。いずれにしても 公民館がなくなってしまうので、使用条例があっても機能しな い訳ですから、廃止しても問題ないということです。
	清委員	実質的に公民館であろうと、コミュニティセンターであろう と公民館だよと考えている。
	教育長	利用者はですね。利用者に不便はないわけです。
	委員長	それでは、ほかに質問等はございませんか。
		〈質疑終了〉
	委員長	それでは、議案第38号上里町中央公民館使用条例の廃止に ついて、教育委員会の意見としては、異議なしということで決 定してよろしいでしょうか。
		〈異議なし〉
	委員長	本案は、異議なしということで決定されました。今後の手続 きについてはよろしくお願いいたします。
委員長	それでは、議事の(3)に戻ります。	
委員長	議案第37号上里町いじめ問題連絡協議会等条例についてを 議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。	
学校教育課長	それでは、議案第37号上里町いじめ防止対策連絡協議会等 条例についてをご説明させていただきます。 本日教育委員会でご承認をいただき、町の9月議会へ提案し、 議決をいただきたいものであります。町長説明等行い、内部で	

会 議 進 行 状 況	は協議が整ったものでございます。
	それでは、提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため、上里町いじめ防止対策連絡協議会、上里町いじめ問題専門委員会及び上里町いじめ問題調査委員会を設置したいので、本案を提出するものでございます。最初のページをご覧ください。
	条例の概要及び内容についてご説明させていただきます。
	今回、連絡協議会、専門委員会、町の設置する調査委員会、3つの組織を設置するため、一つの条例として採用させていただきました。これについては、他の市が同様な内容の条例を定めているので、近隣で言いますと熊谷市さん等と同様なかたちでございます。
	第1章総則でございますが、第1条の条例の趣旨ということで定めさせていただきました。
	この条例は、対策いじめ推進法の規定に基づき、3つの組織上里町いじめ問題対策連絡協議会、上里町いじめ問題専門委員会、及び上里町いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。
	最初にいじめ問題対策連絡協議会ということで、第2章であります。第2条から第6条までで連絡協議会の内容を定めております。第2条では設置関係でございますけれども、法第14条の規定に基づき、上里町いじめ問題対策連絡協議会を置くものでございます。所掌事務関係では第3条協議会は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に関係する機関及び団体の連携を図るため必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものであります。所掌事務となっております。
	第4条でございます。協議会の構成であります。協議会は、町、学校、警察その他のいじめ防止等に関係する機関及び団体に属するもので町長が必要と認めるものをもって構成するものでございます。この協議会については町が設置するもので、事務的な町の主管課は子育て共生課になるものでございます。
	第5条でございます。協議会に会長を置き、町長をもって充てるものでございます。これについては、子育て共生課と調整をして、会長は町長にお願いすることとなりました。

会 議 進 行 状 況		第6条では、協議会の会議は会長が招集する。その会議の議長となる。第2項では、協議会において協議が整った事項については、協議会の委員はその結果を尊重しなければならない。との規定であります。
		第3章では、第7条から第14条までの上里町いじめ問題専門委員会の規定であります。
		第7条では、法第14条の規定に基づき、上里町いじめ問題専門委員会を設置するものでございます。
		第8条では、所掌事務に関する事で、専門委員会は上里町教育委員会の諮問に応じて次の事務を行うものです。
		第1項第1号では、法第14条第3項のいじめの防止等のための対策に関する事。第2号では、法第24条の調査に関する事。
		第3号では、法第28条第1項の調査に関する事。
		第9条では、組織に関する規定でございます。専門委員会は委員7人をもって組織するものでございます。
		第2項は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱するものでございます。第1号は、心理、福祉等の専門知識及び経験を有する者。第2号教員又は警察官経験者。第3号医師。第4号学識を有する者。第5号その他教育委員会が必要と認める者。ということで7人以内をもって定めるものでございます。
		第10条では、委員の任期を定めております。委員の任期は2年とし、再任は妨げない、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものでございます。
		第11条では、臨時委員を置くことができるものでございます。特別な事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるものでございます。第2項は、委嘱の規定。第3項は、特別な事項に関する調査の終了が、解職になるものであります。
		第12条(委員長及び副委員長) 専門委員会に委員長及び副委員長を置く規定でございます。第2項は、専門委員会の代表者。第3項は、職務代理の規定でございます。
		第13条は、会議、専門委員会の会議は委員長が招集しその議長となる。
		第2項は、会議の開催規定。第3項は、議事の過半数規定。第4項は、利害関係人の議決に加われない旨定めた規定となっております。第14条は守秘義務について定めたものでございます。
		続いて、第4章でございます。上里町いじめ問題調査委員会の

会 議 進 行 状 況		設置について定めたものでございます。第15条から第18条の 条文でございます。第15条は法第30条の規定に基づき、上里町 いじめ問題調査委員会を設置するものでございます。第16条は、 所掌事務に関する規定であります。町長の諮問に応じ、法第28条 第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行い、町長へ 答申するものでございます。
		第17条は組織に関する規定で、調査委員会は、委員5人をもつ て組織するものでございます。第2項第1号は、心理、福祉等の専 門知識及び経験を有する者、第2号では、教員又は警察官経験者。 第3号では、弁護士、第4号では、学識経験を有する者、第5号 では、その他町長が必要と認める者であります。第1号から第5号 までの委員を町長が委嘱するものであります。
		第18条は、準用規定であります。第10条から第14条までの 規定は、調査委員会について準用するものでございます。この場合 において、第11条第2項中「教育委員会」とあるのは、「町長」 と読み替えるものでございます。
		第5章雑則でございます。
		第19条は委任規定でございます。この条例に定めるもののほ か、協議会の運営に関し必要な事項にあつては会長が協議会に、専 門員会又は調査委員会の運営に関し必要な事項にあつては委員長 がそれぞれ専門委員会又は調査委員会に諮って定めるものでござ います。
		附則といたしましては、施行期日を定めるもので、この条例は、 公布の日から施行するものであります。
		第2項では、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正するもので、日額報酬及び費用弁 償の額を次のとおり定めるものでございます。
		以上で説明とさせていただきます。慎重審議をいただきましてご 承認をいただきたいと思っております。
	委員長	議会の議決によって
	清委員	これは、議会で議決されないといけませんけれど、来年から の施行になるのですか。
	学校教育課長	これは、公布の日から施行されるので、先にいかないで施行 される予定です。

会 議 進 行 状 況		
	清委員	専門委員会は、これは、早めに設置していく考えでいるのですか。 調査委員会では、必要に応じてとなる訳ですが、専門委員会の場 合には2年という任期が定められているので、これについては、直 ぐに設置されるお考えなのでしょうか。
	学校教育課長	いじめ問題調査委員会も準用規定がありますので、任期は2年と なり、専門委員会と同じになります。教育委員会として28条第1 項の規定による調査の重大事態があった時に諮問しますので、その 機関として考えておりますので重大事態が無い限りは、条例を作っ ておいて、それに備えることも考えられるのですが、万が一の場合 を考えて備えるということで、2年間の委嘱をしておくのが良いの かと思っております。
	教育長	岩手の中学校の事件が起きましたけれど、教育委員会に報告が あって、学校の調査では駄目だった。結果的に教育委員会で 機関を作っただけだけれど、設置するまでの期間が相当掛ってし まって、まだ設置されてない。学校からの結果報告が出ていても 議論できないとなれば、いろいろな事を考えて不信感がでてくると 思います。設置されて動き出せば、どのくらいの時間が掛って 報告できるか、審議の内容で変わってくると思いますが、組織 は設置されており、動き出せます。やはり常設しておいたほうがよ いのではないだろうかと思えます。
	清委員	私もその方向で賛成です。
	学校教育課長	ただ、教育委員会が設置する専門委員会は、その方向で考え ておりますが、町の設置する調査委員会は、町の考え方もあり ます。
		教育委員会が第28条1項の重大事態が起きて、専門委員会 が整理して、町長へ報告をして、町長がこれで十分か不十分か 判断をして、それから招集をする調査委員会なので、それまで に時間がありますので、すぐすぐ設置するための委員さんを決 めておくのは、どうなのかといった意見もあります。
	清委員	私も、ここまではいいのかなと思えます。

会	教育長	その間は相当期間がかかりますので、そのところは、専門委員会の調査を見ながらということですか。
	清委員	重大事態の内容も分りませんからということですね。
議	学校教育課長	その他町長が認める者をどうするか、ということも町長は判断がありますね。
	教育長	大阪の寝屋川の問題も、あれは殺人事件ですけれど、背景にいじめの原因がどこかにあるのではということがでてくると思うのですね。そうすると学校は、動いていたのは同級生ですから、学校は何をしていたのかという話が多分でてくる。
進		その辺のところを考えると、いつ何が起こってくるかは、まったく予想がつかない、そういう前提で考えていかないと、色々な対処が遅れてしまうので、起こってから考えていては遅いのではないかと思います。そのような意味でこの条例の前半はつくられております。
	委員長	説明ありがとうございました。他に質問等ございませんか。
行		<質疑終了>
	委員長	それでは、議案第37号上里町いじめ問題連絡協議会等条例についてでございますが、町議会に提案するため教育委員会の決定としては、承認することで決定してよろしいでしょうか。
状		<異議なし>
	委員長	本案は承認することで決定されました。今後の手続きについては、よろしく願いいたします。
況	委員長	続きまして（５）その他でございますが、何かございますでしょうか。
		<特にありません>

